

特定非営利活動法人 おおた史楽交流会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 おおた史楽交流会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県太田市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、太田市と周辺地域の歴史や文化に関する情報発信やまちづくり活動および郷土愛育成の為の事業を行い、太田市と周辺地域の歴史や文化を尊重する機運の醸成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 情報化社会の発展を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 地域の歴史に関する事業
 - ② 手づくり甲冑の普及に関する事業
 - ③ まちづくり推進事業
 - ④ 歴史や史跡に因んだ催事の事業
 - (2) その他の事業
 - ① 物品販売事業
 - ② 物品貸与事業
- 2 その他の事業から生じた利益は、特定非営利活動に係る事業のために使用するものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し法人の活動に参加する個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。ただし代表理事が認めたときは資格の喪失を免除できる。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 正会員が1年以上、定例会及び総会の全てに欠席し、かつ代表理事が正会員として適正でないと認めたとき
- (5) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、総会において議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以内
 - (2) 監事 1名
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、1名を副代表理事、1名を会計理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事、会計理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 会計理事は、本会の会計業務を担う。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為

又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠又は増員によって選任された役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、総会において、議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められたとき。

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、職員を置くことができる。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第4章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(社員の表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第52条及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条、第37条第2項及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(財産の管理)

第42条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、太田市に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第9章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、入会金については当分の間、徴収しないこととする。
 - (1) 正会員 入会金 0円 年会費 12,000円
 - (2) 活動会員 入会金 0円 年会費 6,000円
 - (3) 賛助会員 入会金 0円 年会費 10,000円／口（二口以上）
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から令和9年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立の日から令和8年3月31日までとする。

別表

役職名	氏 名	備 考
理事	植木 健次	代表理事
〃	久保田 雅彦	副代表理事
〃	伊原 郷史	
〃	山崎 久美子	会計理事
監事	菊田 博之	

(様式例2)

役員名簿

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 おおた史楽交流会

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
理事	植木 健次		無	代表理事
理事	久保田 雅彦		無	副代表理事
理事	伊原 郷史		無	理事
理事	山崎 久美子		無	会計理事
監事	菊田 博之		無	監事

設 立 趣 旨 書

1 設立の趣旨

2005年3月に太田市、新田町、尾島町、藪塚本町の1市3町が合併して誕生した太田市は、今年で合併20周年を迎えました。近年では、SUBARUの企業城下町として栄えてきましたが、1974年に埴輪として初の国宝に指定された「挂甲武人埴輪」が市内飯塚町で出土するなど古くから高度な技術を用いた「ものづくり」が行われていたことが推測されます。また、太田市には、東日本最大の前方後円墳「天神山古墳」や市内を見下ろす金山の頂には、城郭史の定説を覆し、日本百名城にも選定された不落の城「金山城」。そして、その麓には日本最大級の「さざえ堂」などが現存しています。さらに新田、尾島地区には新田荘や徳川氏ゆかりの貴重な歴史的遺産・遺構が数多く残されています。これまで「工業都市」としてのイメージが色濃い太田市ですが、これらの貴重な歴史的資産が数多く現存していることやその背景にあるストーリーなどを太田市民はもとより、国内外にも広く周知させることで、「歴史と文化のまち」としての太田市の新たなイメージづくり及び市民の「誇り」や「アイデンティティー」の醸成に繋がり「まちづくり」に向けての原動力になるのではと考えています。これまで同じ志を持つ有志と共に活動を行なってきましたが、地域の各種団体や企業、そして行政とも、より一層連携を深め、安定的に活動を継続していくためには法人化が必要であるという考えに至りました。地域や行政などと連携して、太田市や周辺地域の歴史や文化を尊重する機運の醸成に寄与することを目的としているため、営利組織ではなく特定非営利法人である事が望ましいと考えます。

2 設立申請に至るまでの経過

2017年	4月	日本手創り甲冑指導員協会群馬本部「現群馬手創り甲冑会」を立ち上げ、山崎酒造内に創り甲冑の常設展示場を設置。
	7月	木崎祇園祭にて武者行列を実施。子ども用手創り甲冑を提供。
	11月	太田市産業環境フェス出展。子ども甲冑の着用体験&金山城跡PR
	"	おおたまちの先生見本市出展。子ども甲冑の着用体験&金山城跡PR
2018年	5月	新田・徳川ゆかりの史跡を巡る自転車散歩を実施。
2019年	10月	金山城築城550周年イベントにて「妙印尼輝子」寸劇を披露。
	12月	新田・徳川ゆかりの史跡を巡る自転車散歩2回目を実施。
2024年	7月	木崎祇園祭にて子ども甲冑の着用体験&金山城跡PR。
	10月	桐生市ハロウィン会場にて子ども甲冑づくりワークショップを開催。

令和7年8月7日

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 おおた史楽交流会

設立(代表)者 住所又は居所

氏名 植木健次

(様式例 8)

令和 7 年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 おおた史楽交流会

1 事業実施の方針

太田市と周辺地域の歴史や文化に関する情報発信やまちづくり活動を促進する事業を行い、地域住民の歴史や文化を尊重する機運の醸成に寄与する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲 及び予定人数
地域の歴史に 関する事業	市内の史跡を自転車で 巡る歴史散歩	未定	金山城跡 管理道路	3名	一般市民 200名
まちづくり 推進事業	金山城管理道路の 落ち葉清掃事業	未定	市内史跡	3名	一般市民 10名

(備考)

- 1 設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 「2 (1) 特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。
- 4 「2 (1) 特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 「2 (2) その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所及び従事者の予定人数をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合にあっては記載を要しない。

(様式例 8)

令和 8 年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 おおた史楽交流会

1 事業実施の方針

太田市と周辺地域の歴史や文化に関する情報発信やまちづくり活動を促進する事業を行い、地域住民の歴史や文化を尊重する機運の醸成に寄与する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲 及び予定人数
まちづくり 推進事業	地域住民に向けた啓蒙 活動と会員拡大を図る 講演会	未定	公共施設	2名	一般市民 100名
〃	金山城跡管理道路の 落ち葉清掃	未定	金山城跡 管理道路	4名	一般市民 200名
地域の歴史に 関する事業	市内の史跡を自転車で 巡る歴史散歩	未定	市内史跡	3名	一般市民 20名
歴史や史跡に 因んだ催事の 事業	金山城跡戦国甲冑武者 写真撮影会&山城フェ ス	未定	金山城跡 ガイダン ス施設	10名	一般市民 200名

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者 の 予定人数
物品販売事業	歴史や史跡に因んだ催事の事業な どでの物品販売	未定	未定	2名
物品貸与事業	手づくり甲冑の普及に関する事業 や歴史に関する事業などでの甲冑 や武具などのレンタル事業	未定	未定	4名

(備考)

- 1 設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。

令和7年度 活動予算書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人おおた史楽交流会

(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	40000		40000
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
勉強会事業	0		0
金山城跡管理道清掃事業	0		0
自転車歴史散歩事業	0		0
5. その他収益			0
受取利息			
雑収益			
経常収益計	40000		40000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	18000		18000
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	18000		18000
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費	10000		10000
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	10000		10000
事業費計	28000		28000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		0
(2) その他経費			
水道光熱費	10000		10000
通信連絡費	2000		2000
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	12000		12000
管理費計	12000		12000
経常費用計	40000		40000
当期経常増減額	0		0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
経理区分振替額			
当期正味財産増減額	0		0
設立時正味財産額	0		0
次期繰越正味財産額	0		0

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人おおた史楽交流会
(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	120000		120000
賛助会員受取会費	20000		20000
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
自転車歴史散歩事業	30000		30000
金山城跡戦国山城フェス			
物品貸与事業		30000	30000
物品販売事業		25000	25000
5. その他収益			
経常収益計	170000	55000	225000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	110000		110000
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	110000		110000
(2) その他経費			
会議費	12000		12000
旅費交通費	30000		30000
施設等評価費用			
減価償却費			
御城印印刷費		5000	5000
甲冑借用料		15000	15000
その他経費計	42000	20000	62000
事業費計	152000	20000	172000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費			
水道光熱費	10000		10000
通信連絡費	8000		8000
支払利息			
その他経費計	18000		18000
管理費計	18000		18000
経常費用計	170000	20000	190000
当期経常増減額	0	35000	35000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
経理区分振替額	35000	△35000	0
当期正味財産増減額	35000	0	35000
前期繰越正味財産額	0	0	0
次期繰越正味財産額	35000	0	35000